職員宿舎	建物	平針宿舎Ａ～Ｄ棟（愛知県名古屋市天白区平針南１丁目303番地）
職員宿舎	建物	矢田町宿舎（愛知県名古屋市東区矢田３丁目12番69号）
福利厚生施設	建物	正木宿舎（岐阜県岐阜市正木1980番地５）

②　使用しなくなる日

場所	種類	使用しなくなる日
陶生町宿舎	建物	令和８年４月
平針住宅	建物	令和10年４月
平針宿舎Ａ～Ｄ棟	建物	令和10年４月
矢田町宿舎	建物	令和11年４月
正木宿舎	建物	令和９年４月

③　使用しないという決定を行った経緯及び理由

陶生町宿舎、平針住宅、平針宿舎Ａ～Ｄ棟、矢田町宿舎の職員宿舎については、築年数が50年を超えており、耐震性が充分でなく老朽化の激しい建物であるため、近年の住宅事情や昨今の厳しい財政事情を考慮して、職員宿舎としての建替等は行わず廃止するという決定を行いました。

正木宿舎については、築年数が45年を超えており、老朽化の激しい建物であるため、近年の住宅事情や昨今の厳しい財政事情を考慮して、職員宿舎としての建替等は行わず廃止するという決定を行いました。

④　将来の使用しなくなる日における帳簿価額、回収可能サービス価額及び減損額の見込額

（単位：千円）

場所	種類	帳簿価額	回収可能サービス価額	減損額の見込額
陶生町宿舎	建物	2,017	—	2,017
平針住宅	建物	5,382	—	5,382
平針宿舎Ａ～Ｄ棟	建物	6,510	—	6,510
矢田町宿舎	建物	16,919	—	16,919
正木宿舎	建物	9,435	—	9,435

XI．資産除去債務関係

資産除去債務の主な内容は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（法律第104号　平成12年５月31日）」に基づく、当法人の主要な施設に係る建設資材の再資源化等に要する費用と、「放射性同位元素等の規制に関する法律（法律第167号　昭和32年６月10日）」に基づく、放射性物質の除去等に要する費用であります。

資産除去債務の見積りにあたり、使用見込期間は２年～50年、割引率は0.20％～2.30％を採用しております。

当事業年度における資産除去債務の残高の推移

期首残高	1,089,723千円
時の経過による調整額	12,275千円
新規取得による増加額	—
見積りの変更による減少額	—
資産除去債務の履行による減少	△　5,227千円
期末残高	1,096,771千円

XII．退職給付関係

１．採用している退職給付制度の概要

当法人は、職員の退職給付に充てるため、非積立型の退職一時金制度及び国家公務員共済組合法の退職等年金給付制度を採用しております。非積立型の退職一時金制度では、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しており、岐阜大学においては原則法により、名古屋大学においては簡便法により、退職給付債務、退職給付引当金、及び退職給付費用を計算しております。

２．確定給付制度

（岐阜大学）

⑴　退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	922,924千円
勤務費用	150,359千円
利息費用	18,024千円
数理計算上の差異の当期発生額	△　200,899千円
退職給付の支払額	△　71,511千円
過去勤務費用の当期発生額	—
期末における退職給付債務	818,898千円

⑵　退職給付債務と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

非積立型制度の退職給付債務	818,898千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	818,898千円
退職給付引当金	818,898千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	818,898千円

⑶　退職給付に関連する損益

勤務費用	150,359千円
利息費用	18,024千円
数理計算上の差異の当期の費用処理額	△　200,899千円
過去勤務費用の当期の費用処理額	—
臨時に支払った割増退職金	—
合計	△　32,515千円

⑷　数理計算上の計算基礎に関する事項

期末における主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表しております。）

割引率　2.995％

（名古屋大学）

⑴　簡便法を適用した制度の退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	912,452千円
退職給付費用	252,744千円
退職給付の支払額	△　45,372千円
期末における退職給付引当金	1,119,824千円